3　［略］

4　臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　第二項第一号（前項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に提出する臨時報告書　次に掲げる書類

イ　［略］

ロ　当該有価証券を発行するための取締役会の決議等若しくは株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録の写し若しくは当該株主総会の議事録の写し又はこれらに類する書面

ハ　［略］

二　［略］

5　提出会社が外国会社である場合には、前項各号に定めるもののほか、臨時報告書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

［一・二　略］

6　前二項の書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。ただし、報告書提出外国会社が外国会社臨時報告書を提出する場合であつて前二項の書類が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。

［7～11　略］

（外国親会社等に係る親会社等状況報告書の提出期限の承認の手続等）

第十九条の六　［略］

［2～6　略］

7　第三項各号に掲げる書類及び第五項各号に掲げる事項を記載した書面が日本語によつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

（有価証券通知書等の提出先）

第二十条　［略］

2　［略］

3　親会社等状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（同条第一項第十二号に規定するものに限る。）、第十九条の六第一項に規定する承認申請書及びこれらの添付書類を提出する親会社等は、当該書類を提出子会社（法第二十四条の七第一項に規定する提出子会社をいう。次条第一項第二号、第二十二条第一項第二号及び同条第三項において同じ。）が有価証券報告書を提出する財務局長等と同じ財務局長等に提出しなければならない。

4　［略］

（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第二十三条の二　［略］

［2～4　略］

5　第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　第二項各号に掲げる方法のうち目論見書提供者が使用するもの

二　［略］

6　［略］

3　［同上］

4　［同上］

一　［同上］

イ　［同上］

ロ　当該有価証券を発行するための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写し

ハ　［同上］

二　［同上］

5　提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

［一・二　同上］

6　前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。ただし、報告書提出外国会社が外国会社臨時報告書を提出する場合であつて前二項に掲げる書類が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。

［7～11　同上］

（外国親会社等に係る親会社等状況報告書の提出期限の承認の手続等）

第十九条の六　［同上］

［2～6　同上］

7　第三項及び第五項に掲げる書類が日本語によつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

（有価証券通知書等の提出先）

第二十条　［同上］

2　［同上］

3　親会社等状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（同条第一項第十二号に規定するものに限る。）、第十九条の六第一項に規定する承認申請書及びこれらの添付書類を提出する親会社等は、当該書類を提出子会社（法第二十四条の七第一項に規定する提出子会社をいう。次条第二号、第二十二条第一項第二号及び同条第三項において同じ。）が有価証券報告書を提出する財務局長等と同じ財務局長等に提出しなければならない。

4　［同上］

（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第二十三条の二　［同上］

［2～4　同上］

5　［同上］

一　第二項各号に規定する方法のうち目論見書提供者が使用するもの

二　［同上］

6　［同上］